相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区篠崎町四丁目一一番、最後の住所東京都江戸川区篠崎町四丁目一一番二二号　被相続人　亡　好岡　兌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十九日

東京都港区西新橋一―二一―八弁護士ビル三〇六ＳＰＥＳ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区赤羽西三丁目一番地、最後の住所東京都北区赤羽西三丁目三五番二号　被相続人　亡　安藤　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十九日

事務所東京都千代田区平河町二丁目一六番六号ｊｅＶビル九階隼町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区新町一丁目二番、最後の住所東京都世田谷区新町一丁目二番三号　被相続人　亡　荻原　直樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十九日

事務所東京都世田谷区代沢五―一八―五

相続財産管理人　弁護士　巻淵眞理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県伊予市下三谷一一二五番地、最後の住所東京都練馬区大泉学園町七丁目一二番三二号特別養護老人ホームやすらぎの里大泉　被相続人　亡　日野　吉和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十九日

東京都中野区中央五丁目一一番地、最後の住所東京都渋谷区東二丁目二五番三六―一一一一号　被相続人　亡　徳土　秀之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十九日

事務所東京都千代田区麹町三―一二―五近代ビル七階横松総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横松　昌典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区小石川三丁目一一番地、最後の住所東京都渋谷区大山町一六番一五号　被相続人　亡　伊藤小枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十九日

事務所東京都中央区日本橋室町四丁目一番二一号近三ビルヂング八階荒巻・後藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒巻　慶士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所東京都渋谷区神泉町二五番一号セントラル病院分院内　被相続人　亡　岡　雅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十九日

事務所東京都世田谷区代田六丁目九八七番地、最後の住所東京都世田谷区南烏山二丁目三〇番一七―六一〇号　被相続人　亡　橋本　チイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十九日

東京都中央区銀座七丁目一六番一四号銀座イーストビル七階銀座新明和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　眞弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市中央三丁目一〇三四番地、最後の住所新潟県上越市西本町三丁目八番二〇号　被相続人　亡　岩崎　信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十九日

新潟県上越市東本町四丁目七番五二号

相続財産管理人　阿部貢一良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市千種区徳川山町五丁目三番地、最後の住所愛知県みよし市三好丘緑一丁目一三番地六　被相続人　亡　安藤　士朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十九日

愛知県豊田市神田町一丁目一番地一西山地産ビル二階とも法律事務所

相続財産管理人　弁護士　土面　尋志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中区千代田一丁目二四番地、最後の住所愛知県豊田市八草町秋合一二九五番地　被相続人　亡　下里美喜穂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十九日

東京都新宿区新宿一―一五―九さわだビル五階東京共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古田　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区代田六丁目九八七番地、最後の住所東京都世田谷区南烏山二丁目三〇番一七―六一〇号　被相続人　亡　橋本　チイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十九日

愛知県豊田市若宮町八丁目一番地一〇新豊田ビル三階

相続財産管理人　弁護士　樋口　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県名張市東田原一一三五番地六七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川上　政明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十九日

三重県伊賀市上野桑町一三六九番地

相続財産管理人　司法書士　鎰元理恵子

第24期決算公告

平成29年6月16日　北海道美唄市光珠内549番地

北海道日油株式会社

代表取締役社長　霜村　創一

貸借対照表の要旨（平成29年3月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,365	流動負債	1,155
固定資産	1,635	当引金他	80
		固定負債	1,075
		退職給付引当金他	1,317
		株主資本	65
		資本金	1,252
		資本剰余金	528
		利益準備金	220
		その他利益剰余金	308
		（うち当期純利益）	12
			296
			(52)
資産合計	3,000	負債・純資産合計	3,000